

別表第1（第3条関係）

工 場 等	
番号	業 種
1	畜産農業のうち次に掲げるもの
	(1) 豚飼養業（豚房施設の総面積30㎡以上）
	(2) 牛飼養業（牛房施設の総面積100㎡以上）
	(3) 鶏飼養業（鶏飼養施設の延面積300㎡以上）
2	採石業、砂・砂利・玉石採取業
3	畜産食料品製造業
4	水産食料品製造業
5	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
6	調味料製造業
7	精穀・製粉業
8	パン・菓子製造業
9	動植物油脂製造業
10	でんぷん製造業
11	めん類製造業
12	納豆、煮豆、豆腐・油揚げ製造業
13	あん製造業
14	冷凍調理食品製造業
15	こうじ製造業
16	清涼飲料製造業
17	酒類製造業
18	製氷業
19	飼料・有機質肥料製造業
20	繊維工業
21	木材・木製品製造業（家具を除く。）
22	家具・装備品製造業
23	パルプ・紙・紙加工品製造業
24	印刷業（謄写印刷を除く。）
25	写真製版業
26	化学工業
27	石油製品・石炭製品製造業
28	プラスチック製品製造業

番号	業 種	
29	ゴム製品製造業	
30	窯業・土石製品製造業	
31	鉄鋼業（加工を含む。）	
32	非鉄金属製造業（加工を含む。）	
33	金属製品製造業（加工を含む。）	
34	機械器具製造業	
35	がん具・運動用具製造業（原動機を使用するものに限る。）	
36	道路貨物運送業（貨物ターミナルを有するものに限る。）	
37	水面木材倉庫業	
38	冷蔵倉庫業	
39	再生資源卸売業（プレス、洗浄、裁断、焼却を行うものに限る。）	
40	百貨店、総合スーパー	
41	家畜市場業、魚市場業、青果物市場業	
42	給油業	
43	洗濯業（洗濯施設を有するものに限る。）	
44	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業	
45	洗張・染物業	
46	カラーフィルム現像業	
47	病院	
48	自動車整備業（洗車業を含む。）	
49	その他の業であって、次の施設を有するもの	
	(1) ボイラー （農業用は除く。）	伝熱面積が7㎡以上10㎡未満のもの又は伝熱面積が7㎡未満のボイラーが2以上設置されその伝熱面積の合計が10㎡以上のものに限る。
	(2) クーリングタワー	原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
	(3) 原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）に定めがあるものを除く。

備考 1の項第3号に掲げる鶏飼養施設の延面積とは、次により算出して得た面積をいう。

- (1) 平飼式は、鶏舎（鶏の収容を目的としない部分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずるものの床面積をいう。
- (2) ケージ式及びバタリ式は、ケージ式及びバタリ式収容施設（以下「ケージ等」という。）が設置されている鶏舎又はこれに準ずるものの床面積にケージ等の重ね段数を乗じて得た面積をいう。

別表第2（第4条関係）

## 騒音に係る指定施設

番号	施設の名称		規模又は能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	原動機の定格出力が15kW以上22.5kW未満であること。
		(2) 機械プレス	呼び加圧能力が20重量トン以上30重量トン未満であること。
		(3) せん断機	原動機の定格出力が1.5kW以上3.75kW未満であること。
		(4) 自動旋盤	すべて該当
		(5) 平削盤	すべて該当
		(6) 乾式研磨機	工具を除きサンダーを含む。
		(7) 自動ヤスリ目立機	すべて該当
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が2.2kW以上7.5kW未満であること。
3	土石用又は鉱物用の石材引割機		原動機の定格出力が7.5kW以上であること。
4	繊維機械	(1) 紡績機	原動機を使用するものに限る。
		(2) 工業用動力ミシン	同一事業場に10台以上設置されているものに限る。
5	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3m <sup>3</sup> 以上0.45m <sup>3</sup> 未満であること。
		(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が150kg以上200kg未満であること。
		(3) コンクリートブロック製造機	すべて該当
6	木材加工機械	(1) 帯のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
		(2) 丸のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
7	冷凍機		原動機の定格出力が5.2kW以上であること。
8	クーリングタワー		原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
9	ドラム缶洗浄機		原動機を使用するものに限る。
10	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が15kW以上であること。
11	自動洗瓶機		すべて該当
12	集じん装置		原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
13	直火炉		液体燃料を使用するもので、バーナーの最大燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上のものに限る。

別表第3（第4条、第5条関係）

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

A		B
指定施設		規制基準（許容限度）
施設の名称	規模又は能力	ばいじん
廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり50kg以上150kg未満のものに限る。	温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき0.7グラム

備考

- この表に掲げるばいじんの量は、日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじん量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

別表第4（第4条、第5条関係）

粉じんに係る指定施設及び規制基準

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
1	原材料堆積場	露天であって面積が500㎡以上のもの。ただし、大気汚染防止法及び香川県生活環境の保全に関する条例に定めがあるものを除く。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア (屋内に設置するもの、袋詰め、箱詰め等の措置が講じられた物の輸送の用に供するもの及び密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が50cm以上75cm未満であるか、又はバケットの内容積が0.01㎡以上0.03㎡未満であること。	<p>粉じんが飛散するおそれがある原材料を運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部に集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	破碎機及び摩砕機 (湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37kW以上75kW未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 集じん装置が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

番号	A		B
	指定施設		規制基準（使用及び管理に関する基準）
	施設の名称	規模又は能力	
4	金属加工用のブラスト（サンドブラスト、砂吹付を含む。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 密閉構造又はこれに準じた粉じん飛散防止の装置が講じられていること。 (3) 集じん装置が設置されていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	集じん装置（遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 (3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
6	打綿機及び混打綿機（原動機を使用するものに限る。）		次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 集じん装置が設置されていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

備考 密閉式とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、又は挿入口若しくは排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。

別表第5（第5条関係）

騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 地域の区分	昼 間 〔午前8時から 午後7時まで〕	朝・夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

備考

- 1 規制基準は、工場等の敷地境界線における大きさの許容限度とする。
- 2 規制基準の区域の区分は、次に掲げる区域とする。
  - (1) 第1種区域とは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条の規定により香川県知事が定めた（以下「知事指定」という。）第1種区域をいう。
  - (2) 第2種区域とは、知事指定の第2種区域をいう。
  - (3) 第3種区域とは、知事指定の第3種区域をいう。
  - (4) 第4種区域とは、知事指定の第4種区域をいう。
- 3 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。